

A

令和 5年 9月 8日提出

# 第 3 回市議会定例会議案

浜 松 市

## 議 案 件 目

第 94 号議案	令和 5 年度浜松市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
第 95 号議案	令和 5 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 96 号議案	令和 5 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 97 号議案	令和 5 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 98 号議案	令和 5 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 99 号議案	浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について	4
第 100 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	9
第 101 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	12
第 102 号議案	浜松市旅館業法施行条例の一部改正について	16
第 103 号議案	浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正について	18
第 104 号議案	浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	20
第 105 号議案	浜名湖競艇企業団規約の変更について	23
第 106 号議案	物品購入契約締結について （災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型 C A F S）1 台）	24
第 107 号議案	物品購入契約締結について （災害対応特殊消防ポンプ自動車（C D - I 型 C A F S）1 台）	25
第 108 号議案	物品購入契約締結について （災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I - B 型 C A F S）1 台）	26
第 109 号議案	市道路線認定について	別冊
第 110 号議案	市道路線廃止について	別冊
第 111 号議案	市道路線変更について	別冊
第 112 号議案	令和 4 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	27
第 113 号議案	令和 4 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	28
認 第 1 号	令和 4 年度浜松市病院事業会計決算	別冊

認 第 2 号	令和4年度浜松市水道事業会計決算	別冊
認 第 3 号	令和4年度浜松市下水道事業会計決算	別冊
報 第 13 号	専決処分の報告	29
報 第 14 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和4年度決算について	別冊
報 第 15 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和4年度決算について	別冊
報 第 16 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和4年度決算について	別冊
報 第 17 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和4年度決算について	別冊
報 第 18 号	株式会社なゆた浜北の令和4年度決算について	別冊
報 第 19 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和4年度 決算について	別冊
監報第 8 号	随時監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 9 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 99 号 議 案

令和 5年 9月 8日 提 出

浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(浜松市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。)第2条から第4条まで及び第9条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(第13条の3の規定による手当を含む。第14条第2項及び第18条において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。第24条において同じ。)を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第24条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)<u>第44条</u>において準用する場合を含む。)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。)第2条から第4条まで及び第9条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(第13条の3の規定による手当を含む。第14条第2項及び第18条において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。第24条において同じ。)を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第24条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)<u>第26条の8</u>において準用する場合を含</p>

又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。	む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。
2・3 (略)	2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年浜松市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(常時勤務を要する職員及び短時間勤務職員の給与の種類)	(常時勤務を要する職員及び短時間勤務職員の給与の種類)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> を含む。)及び退職手当とする。	3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> を含む。)及び退職手当とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年浜松市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手	3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手

当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第14条の2において同じ。)及び退職手当とする。

(災害派遣手当)

第14条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。

当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第14条の2において同じ。)及び退職手当とする。

(災害派遣手当)

第14条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 浜松市教育職員の給与に関する条例(平成29年浜松市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第3条 給料は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。)第2条から第4条まで及び第9条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(第	(給料) 第3条 給料は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。)第2条から第4条まで及び第9条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(第

22条の規定による手当を含む。第23条第2項及び第28条において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第38条において同じ。)を除いたものとする。

2 (略)

(災害派遣手当)

第38条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。

2・3 (略)

22条の規定による手当を含む。第23条第2項及び第28条において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第38条において同じ。)を除いたものとする。

2 (略)

(災害派遣手当)

第38条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、任命権者が定める。

第 100 号 議 案

令和 5年 9月 8日 提 出

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年浜松市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当)</u></p> <p>5 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給する。この場合において、第7条第1項第1号(規則で定める作業に限る。)及び第19条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>6 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u></p> <p>7 <u>附則第5項の手当の額は、勤務時間に応じて、規則で定めるところにより、これを減額して支給することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 改正後の浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した作業に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

第 101 号 議 案

令和 5年 9月 8日 提 出

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第4条・第12条関係）				別表（第4条・第12条関係）			
種別	単位	金額	備考	種別	単位	金額	備考
文書料 診断書、出生証明書、死産証明書その他これらに類する文書 上記以外の文書	(略)			文書料 診断書、出生証明書、死産証明書その他これらに類する文書 上記以外の文書	(略)		
死体検案料	1件	38,500円					
死後処置料	1件	7,700円					
分娩料	1回	胎児1人につき 180,000円	1 午前6時以降午前8時30分前及び午後5時以降午後10時前に分娩した場合は18,000円を、午後10時以降翌日午前6時前に分娩した場合は36,000円を加算する。 2 (略)	分娩介助料	1回	胎児1人につき 320,000円	1 午後5時以降翌日午前8時30分前に分娩した場合は、30,000円を加算する。 2 (略)
新生児介補料	1日	6,000円		分娩時入院料	1日	20,000円	
産褥処置料	1件	5,000円	産褥セット料金を含む。				
胞衣処置料	1回	1,500円					
育児指導料	1回	2,000円					
(略)				(略)			
健康診断料 検査料	(略)			健康診断料 検査料	(略)		

人間ドック料（浜松市国民健康保険佐久間病院に限る。）	1日	37,510円		
予防接種料	（略）			
（略）				
乳幼児健康診断料	（略）			
先天性代謝異常検査料	1回	3,300円		
自動車損害賠償責任保険診療報酬	（略）			
自費診療報酬	1点	15円		
（略）				
特別室使用料	浜松医療センター 特室 1人室A	1日	16,500円	（略）
	1人室B	1日	12,100円	
	1人室C	1日	9,900円	
	1人室D	1日	7,700円	
	1人室E	1日	5,500円	
	1人室E	1日	4,400円	
	2人室	1日	2,200円	
	3人室	1日	2,200円	
	周産期センター4人室	1日	2,200円	
	（略）			
自動車使用料（浜松市国民健康保険佐久間病院に限る。）	10km以下	330円		
	10km超20km以下	440円		
	20km超40km以下	550円		
	40km超	660円		
	病衣使用料	1日	110円	
付添寝具使用料	1日	330円		
付添食事料（浜松市国民健康保険佐久間病院に限る。）	1食	朝	330円	
		昼	550円	
		夕	550円	
		夜	550円	

予防接種料	（略）				
（略）					
乳幼児健康診断料	（略）				
自動車損害賠償責任保険診療報酬	（略）				
自費診療報酬	分娩に関するもの	1点	10円		
	上記以外のもの	1点	15円		
	（略）				
特別室使用料	浜松医療センター 特室 1人室A	1日	33,000円	（略）	
	1人室B	1日	13,200円		
	1人室C	1日	12,100円		
	1人室D	1日	11,000円		
	1人室E	1日	9,900円		
	1人室F	1日	8,800円		
	1人室G	1日	7,700円		
	1人室H	1日	5,500円		
	2人室	1日	4,400円		
	3人室	1日	2,200円		
	周産期センター4人室	1日	2,200円		
	（略）				

駐 車 場 使用料	(略)			駐 車 場 使用料	(略)		
診察券再発行料	1枚	220円					
上記以外の使用料 等	(略)			上記以外の使用料 等	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

第 102 号 議 案

令和 5年 9月 8日 提 出

浜松市旅館業法施行条例の一部改正について

浜松市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(社会教育施設等)</p> <p>第4条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可について意見を求める者)</p> <p>第5条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第7条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(社会教育施設等)</p> <p>第4条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項</u>及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可について意見を求める者)</p> <p>第5条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項</u>及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第7条 <u>法第5条第1項第4号</u>に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第 103 号 議 案

令和 5年 9月 8日 提 出

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正に  
ついて

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部を改正する条例

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（令和元年浜松市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー <u>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律</u>（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用したエネルギーをいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー <u>エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律</u>（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用したエネルギーをいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 104 号 議 案

令和 5年 9月 8日 提 出

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（平成29年浜松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 （略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当）</u></p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、教育委員会規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給する。この場合において、第5条の2第1項（教育委員会規則で定める作業に限る。）の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他教育委員会がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p> <p>4 <u>附則第2項の手当の額は、勤務時間に応じて、教育委員会規則で定めるところにより、これを減額して支給することができる。</u></p>	<p>附 則</p> <p>（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 改正後の浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事する作業に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した作業に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

第 105 号 議 案

令和 5年 9月 8日 提 出

浜名湖競艇企業団規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、次のように浜名湖競艇企業団規約を変更することに関し、協議して定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

浜名湖競艇企業団規約の一部を変更する規約

浜名湖競艇企業団規約（昭和41年静岡県指令地第1977号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

浜名湖ボートレース企業団規約

第1条中「浜名湖競艇企業団」を「浜名湖ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
災害対応特 殊化学消防 ポンプ自動 車 (Ⅱ型C A F S) 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シヤシ</li> <li>5.5トン級</li> <li>ダブルキャビン付</li> <li>消防専用シヤシ</li> <li>・ 水槽</li> <li>1,300リットル</li> <li>・ 化学泡消火装置付</li> <li>・ 特殊ぎ装</li> <li>圧縮空気泡消火装置</li> <li>(C A F S)</li> </ul>	72,820,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
災害対応特 殊消防ポン プ自動車 (CD-I 型CAFS) 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャシ</li> <li>3トン級</li> <li>ダブルキャビン付</li> <li>消防専用シャシ</li> <li>・水槽</li> <li>600リットル</li> <li>・特殊ぎ装</li> <li>圧縮空気泡消火装置</li> <li>(CAFS)</li> </ul>	51,150,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

物品購入契約締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

浜松市長 中 野 祐 介

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
災害対応特 殊水槽付消 防ポンプ自 動車 (I-B型C AFS) 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャシ</li> <li>5.5トン級</li> <li>ダブルキャビン付</li> <li>消防専用シャシ</li> <li>・水槽</li> <li>1,500リットル</li> <li>・特殊ぎ装</li> <li>圧縮空気泡消火装置</li> <li>(CAFS)</li> </ul>	68,860,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市西区 馬郡町1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

## 令和 4 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度浜松市病院事業会計（医療センター）未処分利益剰余金 5,754,011,776 円のうち 370,000,000 円を減債積立金に、50,000,000 円を資産管理積立金にそれぞれ積立て、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 中 野 祐 介

1 当年度未処分利益剰余金	5,754,011,776 円
2 利益剰余金処分量	420,000,000 円
(1) 減債積立金	370,000,000 円
(2) 資産管理積立金	50,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	5,334,011,776 円

## 令和 4 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金 4, 239, 034, 475 円のうち 2, 090, 000, 000 円を減債積立金に積立て、2, 140, 000, 000 円を資本金に組入れ、残余を翌年度に繰り越すものとする。

浜松市長 中 野 祐 介

1 当年度未処分利益剰余金	4, 239, 034, 475 円
2 利益剰余金処分別	4, 230, 000, 000 円
(1) 減債積立金	2, 090, 000, 000 円
(2) 資本金	2, 140, 000, 000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	9, 034, 475 円

## 専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故、損害賠償請求事件、療育手帳事務処理誤謬事件にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 中 野 祐 介

## 道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
15	令和5年 6月8日	和 解 35,525円	浜松市北区 三方原町  A氏	令和4年 10月4日	浜松市西区 桜台一丁目116番地 の2地先 物損事故
事故の状況		午前5時30分頃、相手方自転車が市道桜台24号線を西進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅30cm、長さ55cm、深さ8cm）に車輪を落とし転倒し、相手方自転車のフレーム等を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市30% 相手方70%			
対 策		令和4年10月 補修工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
16	令和5年 6月8日	和 解 575,476円	浜松市中区 十軒町  B氏	令和4年 12月3日	浜松市北区 細江町中川5655番地 地先 人身・物損事故
	<p>事故の状況 午前9時30分頃、相手方自転車が県道磐田細江線を北進中、道路上に生じた段差（約5cm）により転倒し、左肩鎖関節を脱臼するとともに、相手方自転車のフレーム等を損傷した人身・物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市40% 相手方60%</p> <p>対策 令和4年12月 補修工事完了。</p>				
17	令和5年 6月8日	和 解 9,658円	浜松市浜北区 油一色  C氏	令和5年 2月22日	浜松市浜北区 新堀326番地地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後8時00分頃、相手方車両が市道浜北高菌八幡1号線を北進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅70cm、長さ170cm、深さ10cm）に左側前輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市40% 相手方60%</p> <p>対策 令和5年3月 補修工事完了。</p>				
18	令和5年 7月25日	和 解 50,913円	御殿場市 東田中  D氏	令和4年 12月14日	浜松市浜北区 宮口4831番地の278地 先 物損事故
	<p>事故の状況 午前0時15分頃、相手方車両が国道362号を西進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅30cm、長さ15cm、深さ5cm）に右側前輪を落とし、タイヤ及びホイールを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対策 令和4年12月 補修工事完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
19	令和5年 7月25日	和 解 11,025円	浜松市東区 半田山四丁目 E氏	令和4年 12月20日	浜松市中区 幸四丁目1番11号地先 物損事故
	<p>事故の状況 午前6時50分頃、相手方自転車が市道中野町三方原線を南進中、道路の側溝とグレーチング（側溝の蓋）の隙間に車輪を落とし、ホイールを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対 策 令和4年12月 補修工事完了。</p>				
20	令和5年 7月25日	和 解 440,765円	周智郡森町 森 F氏	令和5年 2月19日	浜松市天竜区 春野町長蔵寺774番地 の1地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後6時00分頃、相手方車両が県道春野下泉停車場線を東進中、山側法面からの落石により天井部を損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和5年3月 落石防止施設の補修工事完了。</p>				
21	令和5年 7月25日	和 解 61,875円	周智郡森町 飯田 G氏	令和5年 3月13日	浜松市天竜区 春野町長蔵寺774番地 の1地先 物損事故
	<p>事故の状況 午後6時30分頃、相手方車両が県道春野下泉停車場線を東進中、山側法面からの落石により助手席側ドアを損傷した物損事故である。</p> <p>負担割合 浜松市100%</p> <p>対 策 令和5年3月 落石防止施設の補修工事完了。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
22	令和5年 7月25日	和 解 41,546円	浜松市浜北区 豊保 H氏	令和5年 3月24日	浜松市浜北区 高畑893番地の1地先 物損事故
	事故の状況	午後10時00分頃、相手方車両が市道浜北貴布祢上善地線を東進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅35cm、長さ30cm、深さ5cm）に右側前輪を落とし、タイヤ及びホイールを損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市50% 相手方50%			
	対策	令和5年3月 補修工事完了。			
23	令和5年 7月25日	和 解 178,376円	浜松市天竜区 小川 I氏	令和5年 4月7日	浜松市天竜区 小川1790番地の1地先 物損事故
	事故の状況	午後7時00分頃、相手方車両が県道鮎釣東雲名春野線を東進中、山側法面からの落石によりフロントガラスを損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市100%			
	対策	令和5年4月 落石注意看板設置。 令和5年8月 落石防護柵設置工事完了。			
24	令和5年 8月8日	和 解 42,565円	浜松市北区 初生町 J氏	令和5年 3月17日	浜松市北区 初生町959番地の8地先 物損事故
	事故の状況	午前9時00分頃、相手方車両が市道初生55号線を西進中、側溝の蓋を跳ね上げ、車両下部を損傷した物損事故である。			
	負担割合	浜松市70% 相手方30%			
	対策	令和5年3月 補修工事完了。			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
25	令和5年 8月16日	和 解 73,694円	浜松市西区 入野町  K氏	平成30年 12月10日	浜松市南区 高塚町4357番地の1 地先 交通事故（人身）
	<p>事故の状況 午前10時45分頃、公用車が市道増楽高塚1号線を西進中、交差点に進入した際、市道高塚75号線を北進してきた相手方車両の右側後部と公用車の右側前部が接触し、相手方が負傷した人身事故である。</p> <p>過失割合 浜松市70% 相手方30%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、事故の状況を区内に周知し、改めて課内職員に安全運転と事故防止の注意喚起を行った。</p>				
26	令和5年 5月1日	和 解 44,000円	掛川市 弥生町196番地 株式会社ヨシダ 代表取締役 吉田 賢太郎	令和4年 11月28日	浜松市中区 西伊場町56番地7 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後2時45分頃、1階部分が駐車場となっている相手方建物から出庫した際、公用車の天井部分換気扇カバーと建物出入り口の梁が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
27	令和5年 6月26日	和 解 50,000円	浜松市天竜区 二俣町鹿島 L氏	令和5年 4月14日	浜松市天竜区 二俣町鹿島地内 交通事故（物損）
事故の状況		午後2時40分頃、訪問先から帰庁するため公用車を後進させた際、道路を挟んだ向かい側の相手方敷地内のフェンスに公用車の右側後部が接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員に厳重注意をするとともに、課員に対し、発進前に車外状況を必ず確認すること、よく通る道ほど油断せず慎重に運転すること、同乗者がいる場合には協力して安全確認を行うことについて、注意喚起を図った。			

#### 物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
28	令和5年 5月23日	和 解 130,075円	長野県松本市 蟻ヶ崎 M氏	令和5年 2月15日	浜松市北区 引佐町金指地内 物損事故
事故の状況		午後1時25分頃、連絡ごみ回収申込者宅において、連絡ごみの積み込み作業中、解体されたタンスの扉が倒れ、敷地内に駐車していた相手方車両の右側後部を損傷した物損事故である。			

損害賠償請求事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年 月 日	和解の内容
番号	年 月 日				
29	令和5年 8月2日	和 解 400,290円	浜松市中区  N氏	令和5年 8月2日	中区内の市立保育園 において発生した物 損事故について、浜松 市は相手方が依頼し た塗料除去会社に 400,290円を支払うこ とで和解したもの。
<p>事件の状況 令和5年2月20日、3月2日、3月3日、3月17日、3月27日、中区内の市立保育園において、園児が相手方敷地との境界にあるフェンスにアクリル絵の具で絵を描いた際、相手方車両に絵の具の一部が飛散して付着した物損事故である。</p> <p>和解条項 1 本件事故に関する相手方の損害として、金400,290円を浜松市が負担し、相手方が当該事故に係る修繕等を依頼した塗料除去会社に支払う。</p> <p>2 浜松市と相手方は、本件事故に関し、本示談書に定めるもののほか、浜松市と相手方の間に何ら債権債務がないことを相互に確認する。</p>					

療育手帳事務処理誤謬事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年 月 日	和解の内容
番号	年 月 日				
30	令和5年 8月9日	和 解 3,850 円	浜松市南区  ○氏	令和5年 8月9日	療育手帳の再判定時の手帳修正漏れにより、本来発生することのなかった費用負担に対し、浜松市は相手方に対する損害賠償金3,850円を支払うことで和解したもの。
<p>誤謬の状況 令和4年8月26日、相手方の子である療育手帳所持児の再判定結果を手帳に修正すべきであったが、障害の程度及び旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の記載の修正漏れにより、令和5年3月6日に新幹線を利用した際、介護者である相手方の運賃について減免を受けられなかったことが判明した。</p> <p>和解条項 1 浜松市は、相手方に対し、本件修正漏れによる損害賠償債務として金3,850円を支払う義務があることを認める。 2 浜松市は、相手方に対し、前条の金員を浜松市が相手方から請求書を受領した日から30日以内に、相手方の指定する口座に振り込む方法で支払う。 3 相手方は、本件修正漏れに関し、その余の請求を放棄する。 4 浜松市と相手方は、浜松市と相手方の間には、本件修正漏れに関し、本示談書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。</p>					

